

議案第 1 2 5 号

松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例等の一部改正について

松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 11 月 25 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「510 円 48 銭」を「525 円 6 銭」に、「30 万 1,875 円」を「31 万 500 円」に改める。

(松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5,300 円」を「1 万 5,800 円」に改め、同号イ中「7,350 円」を「7,560 円」に改める。

(松阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 3 条 松阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 20 年松阪市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 30 銭」を「7 円 51 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例、松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び松阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。